

2 池田光行議員

- 1 令和7年度町政執行方針、教育行政執行方針について
- 2 地域公共交通について



1 令和7年度町政執行方針、教育行政執行方針について

地域を支える人づくり。

子育て支援対策では、第3期岩内町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりに努めるとありますが、主要な施策である、こども家庭センターの設置及びこども誰でも通園制度の体制構築を令和8年度に向けて、どの様に検討・準備され、どのような施設及び体制を想定されているのか伺います。

地域を支える医療・介護・福祉。

国民健康保険特別会計の運営で町は被保険者の年齢構成に伴い医療費水準が高いことや、被保険者の所得水準が比較的低いなど、構造的な問題があるので賦課方式を工夫し、財政運営に必要な税収の確保をして、支出削減のために重症化予防、ジェネリック医薬品の使用促進等による医療費の適正化や、被保険者間の公平性を担保するため、滞納の解消と収納率向上に努めるとあります。病気の早期発見、早期治療が重要であることから、特定健診の受診率向上が必要だと思いますが近年の受診率の推移および受診率向上にはどのような施策をしているのか伺います。また、マイナンバーカードと健康保険証との紐づけにより投薬情報管理が容易となり不必要な薬の削減となることから一体化を促進すべきと思われますがその対策も合わせて伺います。

地域を支える経済力。

深層水事業による地場産業支援対策について、サポートセンターでのナマコ種育苗生産実験は東海大学との連携による従来の試験や放流場所での資源量調査などを継続し、養殖技術の確立を目指すと思いますが、ある程度の成果があり、種苗生産の事業化に向け、次の段階に進むべきと考える。今後の当該施設の在り方や海洋深層水設備の更新を含め町の計画を伺います。

地域を支える安全・安心。

港湾・海岸事業。岩内港についてこれまで、港湾の機能を確保するため、老朽化した物揚場の改良工事を実施するとともに、港湾の適切な維持管理に努め、更なる岩内港の活用を図るため、岩内マリンプランの策定に着手するとありますが、どのような計画内容か伺います。

住宅・空き家対策。住宅対策では、令和6年度と同様に令和7年度も岩内町住

生活基本計画に基づき、若年世帯や子育て世帯の戸建て住宅取得の支援を予定されていますが、令和6年度の実績はどの様になっていますか。また、町有財産の有効活用と未利用財産の処分による自主財源の確保と合わせ住宅取得支援の用地として旧東相生団地跡地などを整備し宅地として活用すべきと思いますが町の考えを伺います。

学校教育について。

北海道岩内高等学校は、前進となる岩内町立女子職業学校、1919年設立認可と岩内町立北海道岩内中学校、1940年設立認可が1949年に統合され、今では岩宇地区唯一の歴史ある高等学校ですが、人口減少と少子化、進学先の多様化の影響により、入学者数の確保が年々厳しい状況となっております。そのため、地域、行政、小中学校等と岩内高等学校との連携の充実を図り、魅力ある活動への支援を行ってまいりますとありますが、これまでどの様な支援をされていたのか伺います。また、岩内町は、生れ出づる悩み木田金次郎に触発され、絵を描く文化があり、岩内高等学校も美術部の活動が盛んであります。このような特徴を生かし、簡単ではないと思われるが、美術科を岩内高等学校に新たに設置する働きかけや、それに対する支援をしてはどうか伺います。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、地域を支える人づくりで、令和 8 年度に向けたこども家庭センターの設置についてであります。

こども家庭センターにつきましては、これまでの児童福祉における、子ども家庭総合支援拠点と、母子保健における、子育て世代包括支援センターの、各々の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行っていくことを目的に、令和 4 年 6 月の児童福祉法の改正により、努力義務ではありますが、市町村に設置が求められた機関であります。

また、設置の要件としましては、センター長や、統括支援員の配置のほか、市町村の機構で、センター名を称するなどが必要であるほか、これまで児童福祉や、母子保健それぞれの担当部署が横断的に連携し、対応してきたものを、見直す作業も生じるところであります。

こうしたことから、令和 6 年度では、北海道開催の説明会への参加や、講師を招いた勉強会の開催により、国のガイドラインの内容や、先進自治体の事例等を確認している段階であります。今後は、関係部署との業務等の調整、センターの組織体制や人員配置、庁舎内における窓口の配置の検討など、令和 8 年度のこども家庭センター設置に向けた準備作業を進めてまいります。

2 項めは、地域を支える医療・介護・福祉についてであります。

はじめに、特定健診の受診率の推移と受診率向上対策についてであります。町では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、国民健康保険に加入している 40 歳以上 75 歳未満の方を対象に、特定健診を実施しているところであり、その受診率の推移につきましては、数値が確定しております令和元年度から令和 5 年度の法定報告の数値でお答えいたします。

令和元年度の受診率は 40.4%。令和 2 年度は 38.6%。令和 3 年度は 34.9%。令和 4 年度は 31.9%。令和 5 年度は 35.0%であります。

また、受診率向上施策につきましては、節目年齢である 40 歳、45 歳、50 歳、55 歳の方を対象とした自己負担額の無償化や、特定健診の結果説明会に参加された方に対するインセンティブとして、いわないポイントカード会との連携による、たら丸ポイントの付与及び減塩食品の進呈、更には特定健診未受診者に対する勧奨事業として、AI を活用した勧奨ハガキの送付や、QR コードを活用した健診情報の提供等、受診率向上に向けた様々な取組を実施しているところであります。

次にマイナンバーカードと健康保険証との一体化の推進についてであります。一体化によるメリットとして、従来の健康保険証と同様に医療サービスを享受できることに加え、利用者のお薬履歴や過去の特定健診情報などのデジタル情報に基づき、医師等から総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方が可能になるなど、一定の効果が期待できるものであります。

いずれにいたしましても、マイナンバーカードと健康保険証との一体化につきましては、あくまでも被保険者本人の申請により、行われるものであります。その利便性の周知に努めるとともに、役場窓口においてマイナ保険証に関する問い合わせや紐づけに関する要望があった場合には、高齢者やデジタルに不慣れな方の希望にも添えるよう、適切に対応することで利用率の向上に努めてまいります。

3項めは、地域を支える経済力についてであります。

ナマコ種苗生産の事業化に向け、今後の当該施設の在り方や海洋深層水設備の更新を含め町の計画を伺うについてであります。ナマコ種苗生産については、地場産業サポートセンターにおけるこれまでの試験で、ナマコをふ化させる段階までは概ね安定した成果が得られている一方で、海中に放流した際に波浪や食害の影響を受けにくいとされる、30ミリメートルを超えるサイズの稚ナマコの育成技術が確立されていない状況であります。本年度は30ミリメートルを超えるサイズの稚ナマコを、全生産数の1割程度まで生産できたことから、まずはこうした放流に適したサイズの稚ナマコを安定かつ大量に生産できるよう技術の習得に向け、生産試験を継続してまいります。

従いまして、現状としては種苗生産技術の確立までに至っていない状況にありますが、種苗生産技術が確立した際にはあらためて当該施設の在り方を含め、岩内郡漁業協同組合をはじめとする水産関係者を交えた生産体制や施設整備等に関する具体的な検討の段階に進むことになるものと考えております。

また、海洋深層水設備の更新については、深層水施設の供用開始から20年が経過することから、今後の分水形態も見据えた中で、取水管やポンプ類、その他の機器など、優先度の高いものから順次、計画的なメンテナンスで対応しておりますが、各設備それぞれの耐用年数を踏まえ、実施時期や内容を検討したうえで具体的な更新計画を策定してまいります。

4項めは、港湾・海岸事業における岩内マリンプランの計画内容についてであります。

岩内港につきましては、明治40年の着工以降、整備を重ね、昭和28年に地方港湾に指定され、昭和60年には地方港湾として全国初の保税上屋の指定を受け、更には平成12年に観光を振興すべき主な分野として、北海道唯一の特定地域振興重要港湾に選定されるなど、当地方唯一の商港として位置付けられております。

これまでの港湾に関する計画につきましては、施設計画としては港湾整備7か年計画を適宜更新を行い、施設整備や老朽化更新を進めてまいりましたが、平成8年度から14年度を計画期間とした、第9次港湾整備7か年計画を最後に、それ以降は北海道開発局の社会資本整備重点計画に包括されております。

また、振興計画としては、平成13年度に北海道開発局港湾空港部港湾計画課と共同で、岩内港地域振興ビジョンを策定しておりますが、計画策定から一定程度の期間が経過しており、当時と比較し、北海道後志自動車道の延伸や、北海道新幹線の整備が進み、物流や人流に大きな変化が予測される事、洋上風力発電の北海道岩宇・南後志地区沖における協議会の進捗に伴う、オペレーション・アンド・メンテナンス港としての利用調査に活発な動きが見られるなど、岩内港を取り巻く状況が大きく変化しているところであります。

また、漁業で栄えてきた当港は漁港区を有していることから、漁業利用としての活用が図られるよう、トラウトサーモンの海面養殖をはじめとする、ナマコなどの各種養殖事業も進められるなど、様々な状況が変化していることから、商機を逸する事がないよう、施設計画と振興計画を統合した、新たな計画を策定しようというものであります。

内容としましては、計画策定の前段として、漁業関係者、養殖関係者、物流事業者、風力発電事業者などに対してヒアリング調査を実施するとともに、港湾内の水質検査や、国内の各港湾の使われ方事情を調査し、岩内港のポテンシ

ャル分析などを行い、その調査・分析結果を基に、施設計画としては、施設老朽化対策計画の他、新たな施設整備計画の必要性の検討を、振興計画としては、大型交通インフラ整備による岩内港の優位性や、新たに開設したいわなみマリンビーチを含めた観光振興を図るため、国土交通省港湾局の施策である、みなとオアシス登録を視野に検討する事としております。

いずれにしましても、本プランが今年度中に策定する立地適正化計画や産業振興プランと連動し、更なる岩内港の活用につながる計画として策定してまいります。

5 項めは、住宅・空き家対策についてであります。

はじめに、住宅取得支援の令和 6 年度の実績についてであります。令和 6 年度の若年夫婦世帯・子育て世帯・移住世帯を対象とした新築住宅取得と中古住宅取得に係る補助制度の実績は、新築住宅取得補助で、子育て世帯 1 件、移住世帯 1 件の計 2 件、中古住宅取得補助で、子育て世帯 1 件、移住世帯 1 件の計 2 件となっております。

次に、住宅取得支援の用地として旧東相生町営住宅跡地などの整備による、宅地活用への町の考えについてであります。旧東相生団地跡地につきましては、3 区画のうち、1 区画について令和 5 年度から 6 年度にかけて、子育て支援施策や移住定住施策の一環として、宅地の分譲販売を行いすべてを販売したところであります。

残りの旧東相生団地跡地の 2 区画を含む、その他の団地跡地等につきましても、岩内町町営住宅団地跡地等活用基本方針に基づき、町有財産の有効活用や町の政策課題の解決に寄与するなど、活用を図ることとしておりますが、宅地として町が整備する場合には多額の費用が生じるなど、町主体の取り組みとしては大きな課題もあると認識していることから、民間活力の導入も視野に、事業者との連携を図りながら団地跡地の利活用に向け、検討を進めてまいります。

【答 弁】
教 育 長：

1 項めは、こども誰でも通園制度は、令和 8 年度に向けて、どのように検討・準備され、どのような施設、及び体制を想定されているかについてであります。

こども誰でも通園制度につきましては、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、こども家庭庁において創設され、令和 8 年度からの実施を予定しております。

内容といたしましては、保護者の就労に関わらず、保育所、幼稚園等に通っていない 0 歳 6 か月から満 3 歳未満のこどもが、一定時間、保育所などを利用できる制度となっております。

本町におきましては、現在、国の基準を踏まえ、実施可能な施設や職員配置、料金設定等の検討を進めており、令和 7 年度に、設備及び運営に関する基準を定めた条例等を整備し、令和 8 年度の事業開始に向けて、取り組んでまいります。

6 項めは、岩内高等学校の魅力ある活動へのこれまでの支援について、及び、美術科を岩内高等学校に設置する働きかけや、支援をしてはどうかについてであります。

岩内高等学校の魅力ある活動に向けた、本町による支援につきましては、これまで、生徒が主体的に地域課題の解決や、新たな価値の創造を学ぶことを目的に、岩内高校が行っている、総合的な探求の時間等において、町から講師を派遣するなど、協力・連携してきたところであります。

また、人口減少や少子化、進学先の多様化の影響などにより、岩宇地域唯一の高校である岩内高校において、入学者の減少傾向が続いていることから、岩宇地域全体の共通課題として検討して行く必要があるものと考え、教育委員会では昨年 10 月に、岩内町、共和町、泊村、神恵内村の 4 町村の教育委員会に加え、北海道教育委員会を交えた話し合いの場を設け、岩内高校の現状や課題等についての情報共有等を行っております。

岩内高校に美術科など、町の特色に特化した学科を設置することにつきましては、岩内高校の魅力化の向上を図る上で、有効な手段の一つとして考えられるものの、美術科の設置には、入学者の確保や環境整備などの多くの課題も想定されており、また、岩内高校の設置者である、北海道教育委員会との意見交換において、美術科の設置について確認したところ、新たな学科設置に関しては、道内全体のバランスや人材確保など、様々な課題を有しており、現段階においては、難しい旨、伺っているところであります。

教育委員会といたしましては、当地域における高校の魅力化は、地域の活性化と深く関わるものと認識する中、入学者の減少に対する有効な手段の一つとして、町の特色に特化した学科の設置については、引き続き、北海道教育委員会と意見交換を重ねてまいります。岩内高校の魅力向上に向けては、学校の存在意義や社会的役割を地域全体で考えていく中で、学力向上や部活動の充実など、学科設置以外の取り組みも含めて、引き続き、岩内高校との連携の充実を図りながら、魅力ある活動への支援を行ってまいります。

2 地域公共交通について

昨年、第1回定例会で地域公共交通について、現行のノッタラインの存廃も視野に入れ、デマンド型交通の実証試験の実施について伺いました。デマンド交通の導入には慎重な検討が必要であり、導入に関する検討には至っていない状況ではありますが、岩内町地域公共交通活性化協議会において、適宜議論してまいりますと答弁をいただきました。その後の対応を含め質問いたします。

デマンド交通は、予約やリクエストに応じて運行される地域公共交通サービスで、特に過疎地域や交通の便の悪い地域に導入されています。2019年の調査によると全国1,500以上の自治体、つまり国内87%以上で地域公共交通を導入しています。その中で1,352市区町村がコミュニティバスを運行し、566の市町村がデマンド型乗合タクシーを導入しています。また、地域公共交通の維持や活性化を目的とした地域公共交通計画の策定も進められており、2024年8月の時点で全国1,119の自治体で計画を策定し公共交通の維持・活性化へ取り組みが進んでいます。

これらの地域で実施されている地域公共交通の特徴をメリットとデメリットで整理すると、メリットとして、1、運行効率・コスト削減では需要に応じた運行が可能であり、循環型より効率的で燃費や人件費が削減可能。

2、利便性の向上では需要に即した効率的な運行ができ、高齢者や交通弱者には利用しやすい。

3、地域公共交通の維持では需要の少ない地域でも効率的な運行が可能で、今後廃止される路線バスの代替に係る移動手段を確保できる。

4、環境負荷の軽減では小型車やEV車の活用で燃費や二酸化炭素の排出を削減できる。

デメリットとしては、1、予約の方法と即時性では事前予約が必要で突発的な利用には適していないことに加え、待ち時間が発生する。

2、運行の難しさでは、効率的な配車システムの開発・導入が必要となり、利用者数や時間帯によっては、適切な配車が難しい。

3、費用では予約・配車システムの開発が高額になり補助金等が必要となり自治体の財政負担が発生する。

4、利用者の偏りがあり、高齢者にとってスマートフォンなどで予約が難しい場合があり、また、通学や通勤には不向きである。

このようなメリットやデメリットがある中、地域公共交通は全国約90%の自治体が導入し、地域の交通課題に取り組んでいます。

岩内町でも2種類の独立した地域公共交通、ノッタライン・円山乗合タクシーが運航されています。それらの起点となる岩内バスターミナルではノッタライン東循環から乗り合いタクシーへの乗継は便利ですが、ノッタライン西循環を利用する町民には乗継は不便です。さらに、敷島内にはノッタラインが運行されていませんが、ニセコバスは雷電線を1日4便往復運行しています。しかし、利便性が決して良いとは思われません。このような課題改善のために岩内町地域公共交通活性化協議会では、デマンド交通を取り入れた地域公共交通の検討をしているのか伺います。

【答 弁】

町 長：

岩内町地域公共交通活性化協議会は、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に関し必要な協議を行うため、年3回程度開催しているところであります。

これまでの協議会においても、一部の委員からは、既存のノッタラインや乗合タクシーにおけるデマンド交通への切り替えについてご意見をいただいているところであり、町といたしましても、住民の利便性の確保に向け、路線バスの運行状況や各地区における利用状況、さらにはハイヤー・タクシー事業者との差別化など、地域の状況を総合的に勘案しながら、共創・Ma a S実証プロジェクトを始めとする地域交通の維持や活性化に取り組むための補助金等の活用も含め、本町の現状に適した地域公共交通のあり方について、事務局において検討を進めてきたところであります。

このような状況の中、本年2月にはノッタラインと円山地域乗合タクシーに、キャッシュレス決済機能を導入したほか、ノッタラインにおいては、乗降カメラセンサーの設置も行ったところであり、このシステムの導入により乗降数把握の自動化が図られたことで、運賃支払いと乗降数把握の正確化・迅速化が見込まれ、運行効率の向上や、利用者の利便性向上に繋がるほか、今後は、この乗降データをもとに、地区ごとの需要や効率的な運行経路について分析や検討を進め、利用者のニーズに合わせた将来的な地域公共交通ネットワークの構築を見据え、本町の地域公共交通の利便性や、持続可能性を高めていくための議論を深めていく必要があるものと認識しております。

いずれにしましても、本町におけるデマンド交通の可能性については、地域内の人口減少や土地利用の変化なども考慮しつつ、ハイヤー・タクシー事業者とも協議を進める中で、持続可能な地域公共交通を目指し、岩内町地域公共交通活性化協議会において、引き続き議論してまいります。